

医 政 号 外

平成 31 年 2 月 18 日

一般社団法人 岩手県医師会長
一般社団法人 岩手県歯科医師会長
一般社団法人 岩手県薬剤師会長
公益社団法人 岩手県看護協会会長
一般社団法人 岩手県訪問看護ステーション協議会長
様

岩手県保健福祉部医療政策室長

(公 印 省 略)

訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可について

当県の在宅医療の推進に当たり、日頃から御協力・御理解を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標題について、厚生労働省医政局地域医療計画課長から通知がありましたのでお知らせ
します。

なお、県内医療機関や介護保険サービス事業所に対しては、保健所及び市町村を經由して周知
依頼をしていることを申し上げます。

【担当】医療政策担当 阿部

電 話 019-629-5492

メール abe@pref.iwate.jp

事務連絡
平成31年2月14日

衛生主管部(局) 御中
各都道府県介護保険主管部(局)

厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省老健局振興課
厚生労働省老健局老人保健課

訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可の周知について(依頼)

標記について、別紙のとおり警察庁交通局交通規制課長より周知依頼がありましたので、その内容について御了知いただくとともに、貴管下の関係者へ周知いただきますようお願いいたします。

平成31年2月13日
警察庁丁規発第10号

厚生労働省医政局地域医療計画課長
厚生労働省老健局振興課長 殿
厚生労働省老健局老人保健課長

警察庁交通局交通規制課長

訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可の周知について（依頼）

訪問診療、訪問看護、訪問リハビリテーション、訪問介護等（以下「訪問診療等」という。）に使用する車両が、訪問先に駐車場所がないために駐車禁止場所に駐車せざるを得ない場合、状況に応じて警察署長の駐車許可を受けることが可能となっております。

また、都道府県警察においては、訪問診療等の業務の実情に鑑み、許可事務の簡素合理化を図り、申請者の負担軽減に努めているところです。

ついては、本件について、更なる周知を行うため、別紙「訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可についてのご案内」により、貴課関係の医療・介護関係機関団体に対する周知への御協力をお願いいたします。

なお、標記については、警察庁交通局交通規制課より、各都道府県警察に対し、改めて周知していることを申し添えます。

訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可についてのご案内

訪問診療、訪問看護、訪問リハビリテーションや訪問介護等に使用する車両が、訪問先に駐車場所がないために駐車禁止場所に駐車せざるを得ない場合、状況に応じて警察署長の駐車許可を受けることが可能となっております。

また、こうした業務の実情に鑑み、1つの駐車許可で、一定の期間、複数の場所に対応できるように、手続の簡素化、柔軟化を図り、申請者の負担軽減に努めております。

なお、駐車許可は、都道府県警察及び警察署ごとに、地域住民等の意見要望や地域の交通実態等に応じて行っているものであり、必ずしも全ての場合に許可が行われるわけではありません。

詳しくは、管轄する都道府県警察本部又は警察署までお問合せください。



駐車許可の要件

これまでの駐車許可は、対象を具体的に列挙していましたが、今回の改正で、対象を限定することなく4つの要件の全てに該当するかを個別に精査して、「駐車許可証」を交付することになりました。

要件①	駐車の日時が、次のいずれにも該当するものであること ○ 駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯でないこと ○ 駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと
要件②	駐車の場合が、次のいずれにも該当する場合であること ○ 駐車禁止の規制のみが実施されている場所であること ○ 駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所でないこと 駐車に係る用務が、次のいずれにも該当する用務であること ○ 公共交通機関の利用等当該車両以外の交通手段の利用では、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること ○ 5分を超えない時間内の貨物の積卸しその他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務であること ○ 道路使用許可を受けなければならない行為を伴う用務でないこと
要件③	駐車可能な場所について、次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない、道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可能と認められること ○ 重量又は長大な貨物の積卸しで、当該用務先の直近に駐車する必要がある車両については、当該用務地先の直近の場所 ○ その他の車両にあっては、当該用務先からおおむね100メートル以内の場所
要件④	

給 付 手 続

- 「駐車許可証」は、駐車場場所を管轄する警察署交通課窓口申請し、交付を受けて下さい。
- 申請の際には、自動車検査証の写し、主たる運転者の運転免許証の写し、駐車場の場所を明示した見取図を添えて下さい。
- 「駐車許可証」は、車両に対して交付することから、申請していない別車両に掲出して駐車すれば、駐車違反が成立します。
- 「駐車許可証」の期間は、申請の内容を勘案して必要最小限度(最長で1年)となります。
- 「駐車許可証」の交付を受けた車両が駐車できるのは、公安委員会が標識等によって禁止している駐車禁止場所と法定の駐車禁止場所であり、法定の駐停車禁止場所には駐車できません。
- 駐車禁止場所に駐車する場合であっても、交通の安全と円滑の観点から、付近に駐車可能な場所がある場合には、その場所の利用にも配慮して下さい。
- ★警察の執務時間外(夜間、閉庁日)または執務時間中に、真にやむを得ない緊急の理由により禁止場所駐車をしなければならぬ方は、フレックス等で申請できます。
- ①申請する場合は、まず警察署(交番・駐在所は除く)に駐車許可を得たい旨の電話をしてください。
- ②その後、フレックスをお持ちの方は、原則、緊急時申請専用紙により申請となります。
- ③フレックスがない方は電話で申請できますが、メモをとっていただき、駐車要件終了後、そのメモを警察に提出していただきます。
- ▲緊急時申請専用紙(駐車禁止解除許可申請書)のダウンロード